

第 22 期第 6 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録

令和 3 年 12 月 27 日

第22期 第6回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和3年12月27日（月） 午後2時から

2 場 所 静岡県庁別館7階 第二会議室B（静岡市葵区追手町9-6）

3 議 題

(1) 諮問事項

令和3管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について 資料1

(2) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

| | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 委 員 | 鈴木 精 | 橋ヶ谷善彦 | 西原 忠 | 原 剛 |
| | 日吉 直人 | 金指 治幸 | 内山 希人 | 渡邊 俊了 |
| | 高田 充朗 | 李 銀姫 | | |
| 水産・海洋局 | 板橋 威 | | | |
| 水産資源課 | 飯田 益生 | 山田 博一 | 永倉 靖大 | |
| 事務局 | 花井 孝之 | 池谷 得維 | 松浦 玲子 | 市川 稜 |

- 花井事務局長 ただいまから、第22期第6回静岡海区漁業調整委員会委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることをご報告させていただきます
- なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。
- では、ただ今から、議事に入らせていただきます。
- それでは鈴木会長、よろしく願いいたします。
- 鈴木会長 皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。
- それでは、本日の議事録署名人を、西原委員と金指委員にお願いして議事に入ります。
- それでは、(1) 諮問事項 令和3管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について、事務局から説明をお願いします。
- 松浦主査 事務局の松浦です。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。
- 資料1を御覧ください。令和3管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について御説明します。
- 資料の説明に入ります前に、前回、12月9日の本委員会でくろまぐろは数量変更の諮問を行いました。これから御説明します事情により急遽、追加の変更を行うこととなりました。年末のお忙しい時期に委員さんにお集まりいただき、本当にありがとうございました。また、今回の変更について、数量の提案や地元調整をしてくださった委員さんにお礼を申し上げます。ありがとうございました。
- I の経緯については、毎回の説明なので割愛いたします。
- II の諮問事項の概要です。県は静岡県資源管理方針とその別紙1-5に基づいてくろまぐろ小型魚の管理を行っております。その知事管理漁獲可能量について、本県漁獲枠の有効利用を図るため、小型魚の来遊状況及び漁業種類別の採捕状況を考慮した上で、漁船漁業等の割当量のうち5トン を定置漁業の割当量に移動したい、ということをお諮問いたします。
- その考え方を下にお示ししています。(1) の小型魚の来遊状況については、前回の海区でも御説明したのと同じ、1キログラム前後のサイズが群れで来遊しています。群れの大きさについてですが、12月、丁度前回の海区が終わった直後ぐらいから特に大きな群れが相模湾や駿河湾内に多数来遊というか流入している状況です。
- 水産庁に問合せたところ、このような状況になっているのは静岡県のみでした。同じ相模湾の奥、神奈川ではここまでの入網はないとのこと、おそらくは、北から来る冷たい潮と黒潮から分岐する暖かい潮が丁度、相模湾のところでぶつかって、それに乗っている1キログラムサイズのマグロの大群が伊豆東岸や駿河湾内、遠州灘の一部に大量に来遊していると考えています。
- このような状況下、漁船と定置の採捕状況を御説明しますと、(2) ア

の漁船漁業等については、マグロのサイズが1キログラム前後と小さく、市場で高く売れません。カツオが今、キロ1千円のところを、クロマグロが300円という状況で、目的操業の対象になってはおりません。

今後、来遊サイズが変わることも当然考えられますが、大きくなって3キロ以上のくろまぐろを目的とした操業が行われることを想定した場合、過去、令和元年度に漁船がたくさん採ったのですが、その際も12月から3月まで、規制を設けずに採捕して15トンいかなかったため、漁獲枠を15トン残せば対応可能であると想定し、定置への移動を5トンとしました。

なお、5トン引いた後に採捕量が想定より増え、枠が足りない見込みになった場合は、近年、年度末に大型魚でやっているような他県からの融通を要望する予定です。

次に定置漁業の状況です。2ページを御覧ください。冒頭説明したとおり、定置では県の留保4.8トンを前回の海区で定置漁業に解放しておりますが、2ポツ目です。枠を拡大した直後に、伊豆東岸を中心に大群が押し寄せました。定置は県下に何か統もあるので、あらかじめ1か統何キロまでと上限を定め、放流を行っておりましたが、今回の来遊は、相当群れが大きく、現在は生体放流を続けているものの既に6.7トンの採捕となっています。ちなみに、1尾1キロで換算すると、放流量は10トンを上回っています。

定置漁業は、その操業特性として、入ってくる魚の種類をコントロールできません。つまり群れが網に入ってしまうと、日々、放流作業に時間を要します。手間の増大や燃油使用時間が長くなること、数量管理の上でも、死亡魚や混獲個体があれば採捕をゼロでとどめておけないことなどを考えると、3ポツ目の最後になりますが、漁船漁業等の5トンを定置で譲り受けることで、3月末までの間、漁獲枠の管理に余裕を持たせたいと考えています。

下に参考として、12月23日現在の県下消化状況をお示ししておりますが、太字ゴシックの部分が今回説明の部分で、小型魚の漁船漁業等については、年間枠21.4トンのところを現在までの採捕数量が0.8トン、定置漁業については、年間枠11.9トンのところを、現在までの採捕数量が10.8トンとなっております。

実際の数量移動後の数値を3ページにお示ししており、いつもの横書き数量変更表を次の4ページにつけてございます。数量の移動は先ほど御説明したとおりです。

以降、5ページに知事から海区会長にあてた今回の知事管理漁獲可能量の変更に関する諮問文、ページに変更後の告示案、7ページに漁業法のうち、知事管理漁獲可能量の制定にかかる部分の抜粋を添付してございます。以上が、今回の諮問内容になります。

なお、告示案に字句等の軽微な変更があった場合には、事務局に修正を一任していただきたいと存じます。御審議の程よろしく申し上げます。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、この

ことについて、日吉委員、現場の声として何かありますでしょうか。

○日吉委員

はい、ちょうど松浦さんから説明していただいたとおり、非常に驚くほど来遊しています。今日は一番来遊があったかなというところで、多分1千本とか放流したと思うんですけども。さばのたもすくいに使うたもが結構性能がいいんですけども、それでできるレベルじゃなくて、網を下げて、ある程度網の後ろ側に回してあげるっていう作業をしています。要は魚取りから後ろ回りに。そうするとマグロ類は大体2時間で箱網から出ていく、という研究結果があります。裏側に回してあげれば、網の外に出せなくても、自然にじょうごの入口から出ていくと、そう言われているんで、その方法をとるか。それでも、表層のハウサンとかソウダガツオなんかも全部一緒に出ていってしまったりするんですけども。ただその方法が大量に放流できて、確実に生きるかな、というところですよ。

たもすくいの方は、何百本なら逃がせるんですけど、千本近くなると、たもすくいでできるレベルじゃない。しょうがないから、他の魚の漁獲が落ちるけれど、後ろへ回さなきゃな、と。

私たち定置協会では、今後も全放流をするようにしたいと思います。松浦さんからの説明があったとおりですね、意図しなくても、壁の中に、ヨコワとかメジは落ちている可能性があるんですね。私も定置漁師になって20数年ですが、こんなの初めてです。ものすごい量が入網しているということです。ただ、壁の中をすくったときに網の中に落ちてしまったもの、これについては、ある程度出荷をしていきたいと思ってるんですね。でも前提は、見えるものは徹底的に放流すると、このことは守ってですね。5トン枠をもらったからといって、野面に獲るということは絶対に私たちはしませんし、けどまだあと3か月ある訳で、その中で他の魚も漁獲しながら。特に今はスルメイカも入り始めて、大体6月までは盛漁期なんですね。この時期が一番大事なもので、この間の委員会でも初ブリが来たという話をさせていただいたんですけども、マグロに邪魔されて、他の魚の漁ができないような状態を作りたくないんで、今回5トン漁船の方からいただけるということで、大変ありがたく思っております。また急遽この委員会を開いていただいてありがとうございます。

ただ、松浦さん御存知だと思うんですけども、漁船漁業のときに、融通し合う時に、海区委員会を開かなくてもいい様にできないかと思います。融通しあうときに海区委員会がないと、タイムリーにできないんですよ。どうしてもタイムラグが出てしまっ。

余談になりますけれども、大型定置の方ですね、これを見ていただくと1.5%しか消化しておりません。まさにこれも漁船漁業の方にこれを融通したいんですけども、海区をやらないとこの融通がすぐできないんですよ。私たちも大型が入るのが怖いんで、1月入ったら、じゃあ4トンあげますよ、とは言えないんですけども、枠を持っていないければいけないから。あげられるのが2月の中旬以降だったりすると、海区がないとですね、それが結局3月の15日くらいになっちゃうんですね。そうすると御存知のとおり、操業期間があと15日しかないんです。御存知のとおり伊豆漁協の組合員の延縄漁船の操業場所は北黒とい

う所なんで、八丈島のすぐ近くですよ。相当沖なんで、陽気が悪ければ出れない漁なんです。そうすると15日間とか20日だと、せっかく上げて、それをうまく使ってもらえないんじゃないかという気がします。

○鈴木会長 ありがとうございました。ただいま、事務局の説明と現場の日吉委員からの説明がありましたが、このことについて、御意見・御質問がありましたらお願いします。

○日吉委員 先週実は、日本定置がありまして、その話をしたら、石川県は、海区を開かないようなシステムを使っていると言っていたんです。

○松浦主査 石川県の資源管理方針を見ましたら、消化率が一定の率に達したら、海区で予め決めていた数量を付け増ししていく。詳細は確認していませんが、そういう書きぶりでした。詳細を確認しつつ検討させてください。

○鈴木会長 他に何かありませんか。
特に意見もないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 それでは、(1) 諮問事項 令和3管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について、原案のとおり了承します。
最後に事務局から次回開催についてお願いします。

○市川技師 はい、次回開催について御報告させていただきます。次回は1月27日（木）午後2時から県庁東館16階0A研修室での開催を予定しております。
主な議題としましては、静岡県資源管理方針に基づく知事管理漁獲可能量の変更の諮問等、を予定しております。よろしくをお願いします。

○鈴木会長 次回については、1月27日（木）午後2時からということですので、よろしくをお願いします。
以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。
それでは事務局に進行をお返しします。

○花井事務局長 鈴木会長、議事進行ありがとうございました。
以上で、第22期第6回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。
ありがとうございました。

（ 終了 14:20 ）

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和3年12月27日

議長

鈴木 精



議事録署名人

西原 忠



議事録署名人

金指 治幸





Handwritten text in seal script, including characters such as 子, 之, 印, 信, 印, 信, 印, 信.

